

## 議案第24号「守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

### 基準を定める条例の一部を改正する条例案」

御報告申し上げます。

本案は、利用乳幼児の安全の確保に関する事項を明確に位置付けるための安全計画の策定の義務付けや、自動車の運行に当たっての安全管理の徹底などを目的に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、所要の改正を行うおうとするものでございます。

本委員会として審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。